

申請前のチェックリスト

第1号様式

- 申請日は、第2号様式の妊孕性温存治療実施日(凍結保存した日)から1年以内の日付ですか。2回分申請する場合は、1回目の妊孕性温存治療実施日から1年以内としてください。
- 【患者が成人の場合】患者本人が申請者となっていますか。
【患者が未成年(18歳未満)の場合】保護者が申請者となっていますか。
- 患者アプリ番号を記載していますか。未登録の場合は登録をお願いします。
- 振込先口座は申請者名義となっていますか。他の口座への振込を希望する場合は、委任状を添付してください。
- 同意の署名をしていますか。

住民票の写し

- 発行日は最近のものですか。(一般的に3か月程度以内のものを有効としています。)
- コピーではなく原本ですか。
- 【患者が未成年の場合】申請者と患者の両名の名前が記載されていますか。
- 【2枚つづり以上の場合】すべて添付していますか。(最終ページにある発行日が必要です。)

【事実婚で胚凍結した方】

- 申請者の住民票の写しに加え、配偶者の住民票の写しも添付していますか。同居の場合は、両名の名前が記載されている住民票の写し1枚で構いません。別居の場合は、それぞれ提出してください。

その他

【第2号様式裏面の領収金額が助成上限額に満たない場合】

- 院外処方がある場合は、領収書のコピーを添付していますか。
- 主治医の判断により、他の医療機関で治療の一部を実施した場合は、領収書と治療明細のコピーを添付していますか。治療詳細の記載がない場合は、治療の一部を実施した医療機関へ、第10号様式の発行を依頼してください。

留意事項

妊孕性温存治療に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会(以下「学会」という。)が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム(JOFR)」に登録されます。

また、データの登録状況の確認のため、学会から県へ、助成申請の内容と結果について問い合わせがあることがあります。

学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。